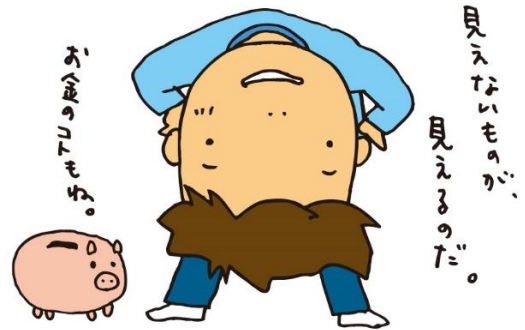


今後の生活とお金について、「課題」を発見してみましょう。まずは、人生や生活に関する希望を書き出し、希望を実現するために、どの程度お金が必要か考えてみましょう。そして、お金に関する現在の状況（例えば、収入と支出や資産とローン）を確認して、今後について見通してみましょう。きっと「課題」が見えてくるはずですよ。大まかでも把握すること（「見える化」すること）が重要です。

「課題の例」

- お金が足りなくなりそう。
- 今後の生活や支出を見直す必要がある。
- お金を増やしたい。運用のノウハウを知りたい。
- だまされないようにしたい。
- 次世代に貢献したい。



～「課題」に向き合う～

見えた課題に向き合い、よりよい方向（より安心できる生活など）に向かう対策を考えましょう。

今後の生活やお金の見直しは「大きなお金」の見直しと、「日常生活のお金」の見直しの、2つの方向から行います。より効果が大きいのは前者です。

- 人生の3大資金・・・教育・住宅・老後 → 「大きなお金」
- 3大資金以外・・・医療費・保険など → 「日常生活のお金」

「老後」について見直してみましょう。

- 老後費用を左右するのは、何歳まで生きるかと、日常的な生活費です。寿命は長めにみておきましょう。生活費は、どこで誰と（何人で）暮らすかや、生活水準に依存します。生活費はコントロールできます。
- 老後資金が不足しそうな場合には、「住宅」や「教育」について考え直してみることも大切ですが、一方で、自分の「老後」の生活を少々犠牲にしても、子や孫の「教育」を優先したい、といった考え方もあります。ご自身の価値観やライフプラン次第なのです。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



宮城県消費生活センターの
Facebook を
開設しました！



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆使用期限を過ぎた配置薬、処分しても大丈夫？
- ◆リフォーム工事のトラブルに注意！
- ◆借金の返済に困ったら
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！（金融広報委員会）

2020

10 October

月号

第127号

使用期限を過ぎた配置薬、処分しても大丈夫？



事例

訪問販売で配置薬を契約していたが、10年間訪問されたこともなく、薬の使用期限が切れていたため、全て処分した。しかし、最近になって使用した分の薬の代金を支払うようにと請求書が届いた。

★アドバイス★

- **配置薬は、自己判断で処分しないようにしましょう**
配置薬は、業者から薬を預かり、次回の来訪時に使った分だけ支払う仕組みです。配置薬を使用せず、そのまま保管しているだけでは、消費者に薬代を支払う義務は生じません。しかし、いったん薬を預かると薬の保管義務が生じるため、勝手に処分すると、業者から代金を請求されることがあります。
- **使わない薬は、解約を申し出て引き取ってもらいましょう**
長期間訪問がない場合でも、使わない薬は自分の判断で処分せず、解約を申し出て引き取ってもらいましょう。
- **業者の連絡先をメモしておきましょう**
配置薬の販売員には、法律により身分証明書の携帯が義務づけられています。来訪時には、提示を求め、連絡先をメモしておきましょう。



©宮城県・旭プロダクション

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



リフォーム工事のトラブルに注意！

事例1 不安をあおり契約させる点検商法

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検後、撮影したという映像を見せられ、「このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事したほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので、今でないと契約できない」とせかさる。約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルはできない」と怒鳴られた。



消費者庁イラスト集より

事例2 「損害保険を使って住宅を修理しませんか」がきっかけでトラブルに

突然訪問してきた業者が「雨どいがゆがんでいる。保険金で修理ができるのでお金は一切かからない」と言うので、修理を申し込んだ。50万円の工事の見積もりをもとに保険金を請求したが、保険会社から支払われた保険金は20万円だった。業者に「不足分のお金はすぐには支払えない」と伝えたところ、「今すぐ違約金として保険金の30%を請求する」と強い調子で言われた。



消費者庁イラスト集より

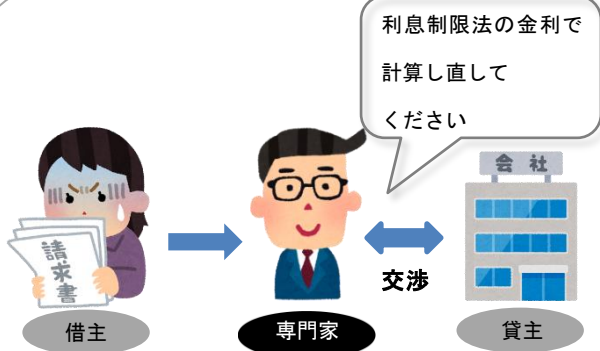
★アドバイス★

- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 点検する場合は、点検結果を冷静に確認し、業者の話をうのみにしないようにしましょう。
工事が必要と言われた場合には、別の専門家に確認を依頼するなど、業者の点検結果をうのみにしないようにしましょう。
写真や映像を見せられることがあります。その場合でも、まずはその写真や映像が自分の家のものかどうか、落ち着いて確認しましょう。写真の日付や映像のデータ保存日を確認するのも一つの方法です。
- その場で契約しないようにしましょう。
住宅の工事は即決できるものではありません。「すぐにやらないと大変なことになる」等、考える時間を与えずに契約をせかす業者とは契約しないようにしましょう。工事の契約をする場合は、複数の業者から見積もりを取って比較検討することが大切です。
- 契約するときは契約書の内容を確認しましょう。
契約する前に、事前に見積書、工事・サービスの内容の詳細をしっかりと確認して、どのような作業に対し、いくらかかっているのか把握しましょう。
- 損害保険での修理を持ちかけてくる業者との契約は避けましょう。
保険金を前提とした修繕契約の勧誘を受けた場合には、勧誘に応じず、まず加入先の損害保険会社または代理店に相談してください。
- 困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

借金の返済に困ったら

借金（債務）を予定どおりに返済できなくなると、精神的に追い詰められてしまうことがあります。債務を整理する手続きには4つの方法がありますが、借金の額や、収入、資産などによって適した方法が異なります。一人で抱えこまず、まずは消費生活センターや弁護士などの専門家に相談しましょう。

1. 任意整理



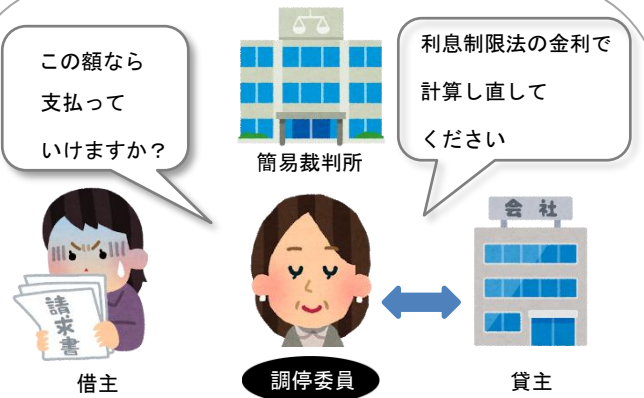
弁護士や司法書士が借主の代理人として、裁判所を使わずに貸主と交渉し、借金の返済方法や金額を決め直します。代理人の介入後、借主への取立ては止まります。

長所：早期の柔軟な解決が可能。

注意：貸主の合意が必要。

※2、3、4の手続きでも債務整理の過程で取立ては止まります。

2. 特定調停

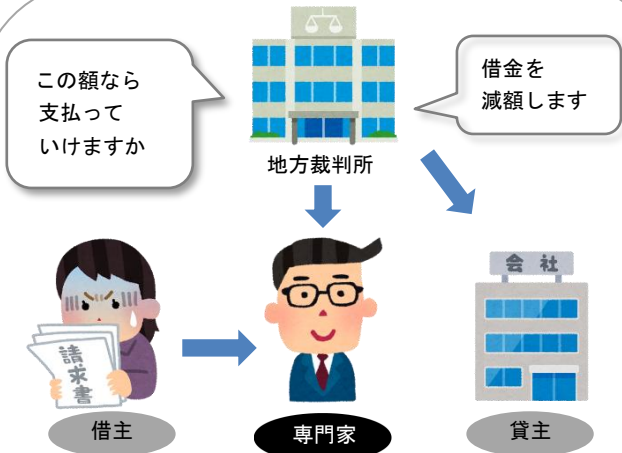


簡易裁判所に申し立て、調停委員の仲介で貸主と借金の返済方法や金額を決め直します。

長所：手続きが容易。自分で申し立てれば弁護士等に依頼するより費用が抑えられる。

注意：貸主の合意が必要。調停に従った支払ができないと強制執行されるおそれあり。

3. 個人民事再生

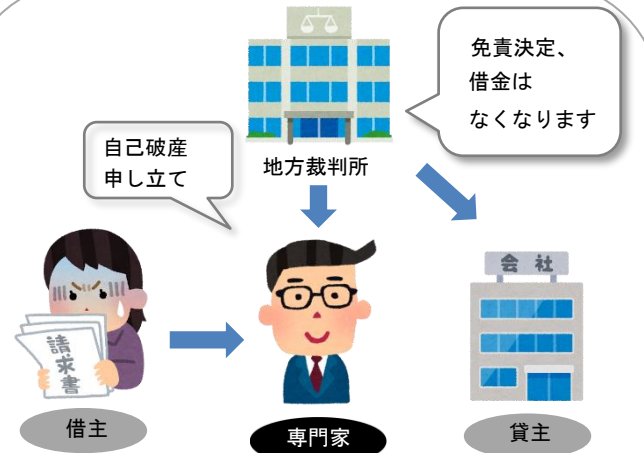


地方裁判所に申し立て、借金の一部を決められた期間で支払うことを条件に残りの借金を免除してもらいます。

長所：持ち家を残せる場合があることなど。

注意：手続きが複雑で、時間や費用がかかる場合がある。定期的な収入が必要。

4. 自己破産



地方裁判所に申し立て、財産があれば債権者に分配し、借金を全額免除してもらいます。

長所：免責許可が下りれば借金の返済義務がなくなる。一定の財産を残せる。

注意：住宅や自動車等の所有資産を失う可能性がある。



県では、11月下旬に、多重債務無料相談会を実施します！
詳細は次号に掲載予定です。